

余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

- 1 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、余市町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。
- 2 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する4月1日現在の満年齢で3歳・4歳・5歳児及び満3歳児（満3歳を迎え、新年度を待たずに入園した園児をいう。以下同じ。）の保護者（余市町在住者に限る）に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、余市町は次に定める範囲内において補助を行うものとする。
 - (1) 一人就園の場合及び同一世帯から複数園児が同時に就園している場合は、別表1（以下「従来条件」という。）の基準による。
 - (2) 小学校1～3年生の兄・姉を有する園児が就園している場合は、別表2（以下「新条件」という。）の基準による。
 - (3) 従来条件と新条件の両方に該当する園児を有する場合は、該当する世帯全体の総負担額を比較し、保護者負担が低い方の基準による。
 - (4) 世帯の構成は、6月10日時点の構成員をもってその世帯の構成員とし、満3歳児にあつては、満3歳に達した日、途中入園児にあつては、その入園日の構成員をもってその世帯の構成員とみなす。
 - (5) 満3歳児については、満3歳になった月から補助の対象とし、次の計算式によって得た金額を補助限度額とする。

$$\text{従来条件又は新条件の各区分補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15$$

〔100円未満は四捨五入とする〕
 - (6) 前号の計算式は、3～5歳の途中入退園児の在園期間においても適用する。
- 3 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、保育料等減免措置に関する調書（第1号様式、以下「調書」という。）並びに徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類（園則など）を、余市町に提出するものとする。
- 4 余市町から補助金交付内定を受けた私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書（第2号様式）、事業計画書（第3号様式）及び保育料等減免方法報告書（第4号様式）を提出するものとする。また、途中入園児については、入園月の末日までに調書を提出するものとし、2月以降に入園予定者がある場合には、1月中に予定で計上して提出するものとする。なお、余市町において、市町村民税所得割課税（非課税）状況が確認できない場合は、その状況のわかる書面を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。
- 5 余市町は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、

私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

- 6 途中入退園者については、3月1日に在園状況を確認し、補助金変更交付申請書（第2-2号様式）、変更事業計画書（第3-2号様式）及び変更交付分の保育料等減免方法報告書（第4-2号様式）を提出するものとする。
- 7 余市町は、補助金変更交付申請書の提出を受けたときは、補助金の変更交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。
- 8 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月末日までのいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）を余市町に提出するものとする。
- 9 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした減免確認書（第6号様式及び第6-2号様式）を備えておかなければならない。
この場合において、余市町は、補助金交付の事務処理上必要と認める場合は、減免確認書の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。